

取引先各位

平成 30 年 5 月 吉日
株式会社ベネッセコーポレーション
Kids&Family 事業本部
企画開発部

(株)ベネッセコーポレーション 企画開発部
「ナンバーワン」「オンリーワン」表示に関する
エビデンス提出ご協力のお願い

拝啓

盛夏の候、貴社ますますご発展のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さてこの度、「ナンバーワン」「オンリーワン」表示に関する
エビデンス提出ご協力のお願いをさせていただきたく、下記の通りご案内申し上げます。
今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

敬具

記

2016 年 9 月 1 日 (木)より、弊社媒体に掲載される原稿内容において
「ナンバーワン」「オンリーワン」表示をご使用されている場合
エビデンス提出をご依頼したく存じます。
詳細については、以下をご確認くださいませ。

1. 対象媒体

(株)ベネッセコーポレーション刊行の雑誌・ネット媒体に掲載される、以下の広告が対象となります。

- ・純広
- ・タイアップ
- ・販促物(カスタム冊子・抜刷・POP 等)

2. 導入背景について

「ナンバーワン」「オンリーワン」表示については、景品表示法遵守の観点から、①表示内容が客観的な調査に基づいていること、②調査結果を正確かつ適正に引用していることの両方を満たす必要がございます。また、読者に対して特に強いインパクトを与える表現となるため、エビデンスのご提出をご依頼することとなりました。ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

3. 提出対象について

「ナンバーワン」「オンリーワン」表示を原稿内に使用されている場合において、下記をご記載いただいている原稿に関しては、従来通り、原稿審査にて記載内容を確認させていただき、校了までのステップをお進みいただきます。

- 調査会社名および調査の名称が表示されている
- 調査内容が第三者機関によるものである
- 調査期間・時点に関する表示がある

一方、下記をご記載いただいている原稿に関しては、調査内容・期間・時点に関する表示がない、または詳細が不明瞭な場合のみエビデンス提出を依頼させていただきたくがございます。

- 「自社調べ」と表示されている
- 自社の独自調査によるものである

原稿審査に関するご不明点は、営業推進課・市川／高橋真紀(03-5259-5106)まで。
以上、よろしくお願い申し上げます。